

平成19年9月20日

本日、ここに平成19年全国証券大会を開催するに当たりまして、渡辺金融担当大臣、福井日本銀行総裁、勝俣日本経済団体連合会副会長をはじめ、御来賓の皆様方には御多忙のところ、多数の御臨席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

これより御来賓の方々から御高話を拝聴し、私どもの貴重な指針といたしたいと存じますが、主催団体を代表し、一言、挨拶を申し上げます。

初めに我が国経済についてですが、原油価格の動向や最近の米国における住宅金融問題の影響を注視する必要があるものの、引続き好調な企業部門が牽引役となって、5年にわたる成長を継続しているところです。この影響をさらに家計部門に波及させ、安定成長を持続して国民一人ひとりの豊かな生活を実現することが、今後の日本経済の最も重要な課題であると考えます。

こうした中、我が国の金融資本市場に対してはグローバルな市場間の競争が一層激化する中で、国際的なプレゼンスが低下しているのではないかとといった懸念や、またリスクマネーの供給という金融・資本市場として求められる機能発揮の面で不十分ではないかといった指摘がなされております。このため我が国市場を、「躍動感に満ちた活力ある証券市場」、そして「公正で透明性が高く、信頼できる証券市場」として整備・確立することが急務となっていると考えております。

我々はこうした認識の下、我が国の金融・資本市場の国際的な競争力を維持し、多くの国民が安心して投資を行うことのできる世界最高水準の市場の確立を目指して、貯蓄から投資への流れを加速・確実なものとしていくが必要と考えています。このため、約1,500兆円の我が国の個人金融資産に占める株式、投資信託などの投資商品の保有割合を、政府の中期計画の最終年度である平成23年までに現在の約13パーセントから欧米並みの約30

パーセントに引上げるという目標を掲げ、その実現に向けた私どもの課題と取組みについて申し上げたいと存じます。

まず、躍動感に満ちた活力ある証券市場の基盤整備について申し上げます。その第一は、「我が国証券市場の国際競争力の維持等を図るための取組み」であります。我が国証券市場の国際競争力の維持等を図ることにより、我が国市場内外の市場参加者等にとって魅力のあるものにすることが喫緊の課題であります。その具体的施策として来年1月ロンドンにおいて日本証券サミットを開催し、日本市場のプロモート活動を推進してまいりたいと考えております。

また、特にホールセール分野においては、金融イノベーションを通じた利用者利便の向上、競争力の強化等の観点から、できる限り細かな規制を排除するプリンシプル・ベースによる規則の促進がぜひとも必要であるとも考えております。さらに行政や自主規制機関において新たな規制を導入する際には、その規制に関するコスト・ベネフィット分析を実施することにより、あらかじめその規制について評価することが有益と考えます。

これらの制度を導入することにより、日本版ベター・レギュレーションの促進を図るとともに、市場参加者のコンプライアンス・コストの低減に取り組んでまいります。併せて市場参加者、利用者等による金融・資本市場の実態把握とその分析、及び市場参加の促進に資する観点から、「金融・資本市場統計情報総合データベース」の構築に取り組んでまいります。また、金融リテラシーの普及を図る観点から官民一体となって、引続き金融経済教育の推進に取り組んでまいります。

第二は、金融証券税制の取組みについてであります。金融証券税制は貯蓄から投資への流れを加速・確実なものとするための重要なインフラであります。貯蓄から投資への流れがいまだに道半ばであることや、我が国市場の国際競争力の確保を図る観点から、配当二重課税の調整の恒久化及び株式、証券投資信託等の有価証券の保有促進のための税制措置として軽減税率10パーセントの実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

併せて、個人が金融商品への投資を幅広く行うためには、簡素で分かりやすく、金融商品間の中立性に配慮され、投資リスクの軽減ができる制度整備が不可欠ですので、金融所得に関する課税の一体化を促進してまいります。

第三は、多様な投資商品の提供による利便性の向上等についてであります。証券市場を活力あるものとしていくため、多様な上場商品の提供や証券投資信託、不動産投資信託等の投資商品の開発を通じて投資家へ一層の利便性を提供してまいります。

またアナリスト、ＦＰ、格付け機関等は市場参加者に情報を提供するファイナンシャル・ゲートキーパーとして、その役割はますます重要なものとなっています。このため、より一層の専門性及び自己規律の向上を求めてまいります。加えて、発行会社に対しては、会社法及び金融商品取引法の下でコーポレート・ガバナンスの充実・強化、ディスクロージャーの徹底、コンプライアンス体制の一層の確立を求めてまいります。

第四に、「株券の電子化への対応」についてであります。有価証券の電子化、すなわちペーパーレス化の総仕上げとも言えるべき上場株券の電子化が平成21年1月に実施される予定であります。上場株券の電子化は株券の発行や流通におけるリスクとコストの削減を図り、取引の安全化、合理化・迅速化等を目指すものであり、投資家及び市場関係者にとって、そのメリットはたいへん大きなものがあります。我々はこの上場株券の電子化の円滑な移行を実現するため、引続き関係機関と連携し、証券会社等及び証券保管振替機構への預託促進のための周知・広報活動を一層推進するとともに、システム面・実務面の整備などに万全を期してまいります。

次に、「公正で透明性が高く、信頼できる証券市場の確立」について申し上げます。その第一は、投資家から高い信頼が得られるインフラの整備についてであります。「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものにするためには、公正で透明な証券市場を確立し、投資家の信頼の維持・向上を図ることが不可欠であります。そのため証券会社の市場仲介機能の充

実・強化を一層図ってまいります。併せて証券市場における不適切行為等の早期発見、及び投資家保護のための施策について検討・実施いたします。さらに証券市場における反社会的勢力の排除のため、今年度中に3分の2を超える都道府県で「証券警察連絡協議会」を設置し、警察当局との連携・強化を図るとともに、不当要求情報管理機関の設置に向けて検討してまいります。加えて、引続き証券市場全体の事業継続体制、いわゆるBCPの整備などについて、その取り組みを推進してまいります。

第二は自主規制機能の拡充・強化についてです。規制の横断化・柔軟化を目的とする金融商品取引法の下で、自主規制機関は同法の趣旨を踏まえ、利用者の視点に立った自主規制機能の拡充・強化がより一層求められるところであります。このため、自主規制規則の不断の整備を行いつつ、会社の規模や人員構成を含めた社内体制を把握する観点から、新規加入会員に対する入会審査、及び初回審査などの監査の強化、引受審査体制等の状況の把握、コンプライアンス体制の充実・強化、苦情相談・あっせん制度の充実を図ります。また各々の金融商品取引業協会や金融商品取引所との間で適切な連携・調整を図ってまいります。併せて行政と情報交換等の充実・強化を図ることといたします。

第三は、証券会社等の自己規律の向上への取り組みについてです。金融・資本市場の信頼性をより一層向上させるためには、市場関係者に対して法令・自主規制規則の遵守はもとより、高い自己規律が求められることは改めて申すまでもありません。我々は証券会社・登録金融機関の自己規律の確立に向け、倫理コードの策定及び行動規範委員会の設置を決定したところではありますが、今後は適切にその運用を行ってまいります。

ただ今、私が申し上げた内容はお手元に所信として御用意いたしておりますので、後ほど御高覧いただきたくお願い申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、我々は、これらの諸課題に全力を挙げて取り組んでまいり所存であり、これまで以上に活力ある証券市場の確立、さらなる経済発展に貢献してまいりたいと考えております。御来賓各位に

おかれましては、引続き我々の取組に対し、より一層の御理解と御支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

以上をもちまして私の挨拶とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

以 上